

費用弁償・謝礼規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人善隣福祉会（以下「法人」という。）の開催する次の会議等に出席する者に出席に要する費用の支給はこの規程に定める。

1. 法人の開催する理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会、監事監査推進委員会
2. 法人の開催する講習会、研修会等
3. その他理事長が認める事項

(費用弁償及び手当)

第2条 費用弁償及び手当は、次の各号のとおりとする。

- (1) 理事、評議員、評議員選任・解任委員、監事、推進委員（別表1）
- (2) 講習会・研修会等の講習1時間30分に付き（別表2）
- 2 前各号に掲げるもののうち遠距離のため宿泊を必要とする場合には旅費規程による航空賃、船賃、車賃、宿泊料を支給することが出来る。
- 3 施設に勤務する法人職員には支給しない。

付 則

- 1 この規程は平成10年3月31日より実施する。
- 2 平成12年4月1日改正
平成16年4月1日改正
平成29年3月30日より施行する。
平成29年3月30日より施行する。
平成30年3月28日より施行する。

別表 1

理事会、評議員会への出席	10,000円
評議員選任・解任委員会への出席	10,000円
監事監査	15,000円
推進委員会への出席	3,500円

別表 2

職 務	謝 礼
医 師	30,000円
理学物理療法士等	15,000円
看 護 師	15,000円
保 育 士	12,000円
栄 養 士	12,000円
学 職 経 験 者	15,000円
そ の 他	15,000円
備考	1. 民間研修団体等への謝礼は、 相手方の費用による。